

◎新潟県告示第1209号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

平成29年11月14日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年10月18日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市大町2丁目13番1の一部、13番2の一部、14番6の一部、14番5の一部、14番1の一部、14番7、9番5の一部、15番3の一部、15番1の一部、21番3の先、21番2の先、21番1の先、20番3の先、20番2の先、20番1の先、19番甲の先、19番2の一部、19番2の先、18番1の一部、18番1の先、16番の一部、16番の先	6.00	91.60